

令和6年第7回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和6年11月29日（金）14時00分

○招集場所 見附市役所 4階402会議室

○会議に付した議件

議第58号 専決処分について（個人演説会等における施設整備の程度および納付すべき費用の一部を改正する告示の制定について）

議第59号 専決処分について（令和6年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について）

議第60号 見附市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則の制定について

議第61号 見附市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第62号 見附市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱の制定について

議第63号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第64号 見附市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第65号 見附市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第66号 見附市妊産婦医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第67号 見附市不育症医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第68号 見附市不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定に

ついて

議第69号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する
要綱の制定について

議第70号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する
要領の制定について

議第71号 見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制
定について

議第72号 令和6年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の
原案について

議第73号 令和7年度教育関係予算に係る重点及び新規事業の原案について

○出席者（4名）

教 育 長	渡 邊 茂 夫
委 員	小 林 弘 武
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 木 可 奈 子

○事務局出席者（8名）

教育部長兼教育総務課長	近 藤 芳 生
学 校 教 育 課 長	佐 藤 昌 弘
こ ど も 課 長	鈴 木 浩
主幹兼こども課長補佐	橘 和 紀
教育総務課長補佐	岩 崎 済
学校教育課長補佐	宮 田 雅 仁

こども課長補佐 矢 澤 明 美

副主幹兼総務管理係長 山 谷 一 憲

14時00分 開会

教 育 長

只今より、令和6年第7回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者4人であります。武田委員が欠席となります。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小林委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告1「不登校児童生徒の状況といじめの認知件数について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

報告1「不登校児童生徒の状況といじめ認知件数について」ご報告いたします。

まず、令和5年度の見附市の不登校の状況ですが、不登校の小学生は45人、中学生は63人、合計108人となっております。発生率は、小学校が2.44%、中学校が6.75%となり、見附市の不登校児童生徒の割合は、3.89%となっております。

令和5年度の見附市の不登校児童生徒の発生率については、小・中学校ともに国や県の発生率を上回っております。小・中学校とも本人の特性や家庭環境に起因する不登校児童・生徒が増加傾向にあります。

次に、令和5年度のいじめの認知件数は、小学校が430件、中学校が83件、合計513件のいじめを認知しております。認知数は過去3年間と比べ大きく増加していますが、各校でいじめ初期段階の認知を丁寧に行っている表れと捉えています。各校では、引き続きいじめ見逃しゼロを掲げ、いじめを積極的に認知するとと

もに、組織的な対応に努めてまいります。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小林委員

NHKの全国ニュースで「不登校の子どもが増えている」という報道を見ました。

これは全国的な問題になっているのだと思います。見附市でも国や県のレベルを超えて増えているという説明でしたが、例えば、見附市としてこのような状況になっているなど、見えている部分はあるのでしょうか。

学校教育課長

決定的な解決策を見出すのは難しいところではありますが、今学校に来られない子どもたちが、様々な場所で学びに繋がるという形で、孤立しない仕組みを教育委員会として整えています。

ひとつは、教育センターにある「すこやかルーム」で、家から出て来られる子どもが通って学習したり、友だちと関わることをしています。また「訪問指導」では、家から出られないけれども、職員から家に来てもらい勉強を教えてもらうことや、話を聞いてもらうという学び方をしている子どももいます。

さらに、各地域コミュニティセンターに設置している「ふるさと教育支援センター」では、まだ1名の関わりではありますが、学校に来られない子どもたちを地域の目で見えていこうという形でおこなっています。最近では、「プレイラボみつけ」を借りて、週に2回程度午前中に子どもが来られるような環境を整えたところでありますが、興味を持たれている子どもはいるようですが、実際に利用している子どもはまだいません。

教育委員会としても様々な形で準備をし、子どもたちが社会的に孤立しないよう

に幅広く努めているところであります。

小林委員

外と接触できる子どもの割合はどのように捉えていますか。

学校教育課長

全体の4分の1程度と思っています。

小倉委員

不登校児童生徒に合わせて、いじめの認知件数が、全国でも比べ物にならないくらいの数値になっています。これは、聞き取りを丁寧に行った結果だということですが、子ども同士のちょっとしたトラブルに対しても、子どもたちが「いじめ」と思えば、それは「いじめ」になるということでしょうか。

学校教育課長

小倉委員のおっしゃる通りです。「ちょっと嫌なことを言われた」「ちょっとぶつかられた」というレベルでも、聞き取りなどの調査の中で、本人が「嫌だ」と感じた、または保護者がそう感じたなど、全て余すことなく調査で拾っており、昨年度からかなり細かく報告してもらうよう学校にもお願いしているところです。それにより、昨年度に比べ数値が上がっていると思われます。

齋木委員

ということは、保護者もいじめを知っていて、保護者と子どもと学校とで連携が取れている件数ということでしょうか。

学校教育課長

学校から報告があったものは、必ず校長まで報告が上がる中で、どういうふうに対応していくかなどを学校体制でおこなっています。その中で、「されて嫌だった子ども」「いじめた子ども」双方の事実確認をして伝えています。

小倉委員

不登校になっている原因として、いじめとの因果関係があるという事例は確認していますか。

学校教育課長

学校に30日以上来られない不登校児童生徒の原因として、いじめが原因になっている事例は学校からは報告が上がりません。教育委員会も学校も、いじめが引き金になっていないか、ということについて充分気を付けながら確認しています。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終了します。

次に、報告2「スクールアカウンタビリティについて」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

報告2「スクールアカウンタビリティ in みつけ2024について」ご報告いたします。

11月17日(日)に「スクールアカウンタビリティ in みつけ2024」を実施し、今年度は、全体会を録画したものを各校に配布し、それぞれの学校のものと一緒に保護者や地域の皆様にご覧いただきました。午前中は、昨年度に引き続き全学校をオープンスクールとして授業を公開いたしました。

今年度は、「みつけJobチャレ教育」事業の一つとして「みつけこどもビジネスアイデアコンテスト」を実施し、当日の午後は表彰式を行いました。「見附にこんなニラの特産品があったらいいな」というテーマのもと、応募のあった679名の中から12名の子どもたちを選び、創造的なアイデアを表彰しました。

今年度の参加者の速報値は、直接学校に行かれた保護者は、3,452名と前年比で493名増加しました。一般参加者として各学校のオープンスクールとアカウンタビリティへ参加した方、実行委員や事務局員、市職員等を合計すると、合計137名の参加がありました。教育委員の方々からのご参加いただきありがとうございました。

各学校と教育委員会の取組については11月24日（日）から11月30日（土）の間にオンデマンドで配信を行っているところです。オンデマンド配信の視聴回数は現在集計している最中です。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

齋木委員

オープンスクールとアカウンタビリティ両方に参加させていただきました。アカウンタビリティになると参加者が減ってしまいましたが、内容は保護者のみなさんに絶対に知っていただきたいと思っています。私が見た学校のアカウンタビリティは、子どもたちの発表が終わってから、プラスアルファとしての時間になっていましたので、もう少し時間配分の仕方を考えていただけると注目していただける人数も変わってくるのではないかと思います。

学校教育課長

齋木委員のおっしゃられるとおり、アカウンタビリティになるとみなさん帰られたりする場面があったようです。昨年度の様子からそのような動きが予想されたので、教育委員会でも、予め授業と授業の間にアカウンタビリティを入れるように指定したのですが、学校サイドからすると、見ていただきたい活動が細切れになってしまう意見もあったため、今年度は学校サイドにお任せする形をとりました。

そうしたところ、このような状況が生まれてしまったというところです。今回の反省を活かして、また来年度大勢の方々から学校の取組を見ていただけるようにしたいと考えています。

小倉委員

後日オンデマンド配信を見させていただきました。学校によって視聴回数にバラツキがあるようです。一堂に会してスクールアカウントビリティを行うよりも、自分の隙間時間でじっくり見られる動画配信は、現在のツールとしては良いのではないかと考えています。ただ、周知が徹底されていないのではないかと感じました。

「自分の子どもは見られたからもういいや」という保護者が大勢いるような気がします。他の学校がどんな取組をしているか、興味を持っていただいて、親御さん同士でも知恵を出し合って、「自分の子どもが通っている学校は、もう少しこんなふうにしてもらいたい」などの意見を吸い上げる意味でも、せっかく各校が素晴らしい動画を作っているの、今後PRの仕方を考えていけたら良いのではないかと思います。

学校教育課長

自校を見るだけでなく、見附市全部を見て、良いところを取り入れながら全体として向上していけるキッカケになれば良いと思っていますので、大勢の方々が見れるような発表の仕方や周知の仕方について検討を重ねていきたいと思っています。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告3「こども計画策定の進捗について」をこども課長より報告願います。

こども課長

報告3「見附市こども計画策定の進捗について」説明いたします。

今年度、3月の策定を目指して、見附市子ども・子育て地域協議会において「見附市こども計画」の策定作業を進めています。改めて、こども計画をご説明いたします。

この計画は、国の「こども大綱」や「都道府県こども計画」を勘案して各自治体で策定することが努力義務とされているものです。若者支援や、貧困についても包含する計画となっています。

既存の自治体計画と一体で策定できますので、見附市では、子育て施策の量の見込み等を定める「第3期見附市子ども・子育て支援事業計画」を内包した形で準備を進めています。

また、「見附市子ども・子育てどまんなか条例」の理念を踏まえて策定するものです。

計画の内容は、統計やアンケート等の結果から現状を整理し、課題を分析しています。その課題を踏まえ、計画の基本理念や目標、目標を達成するための施策と具体的な「取り組み」を定めるものとなっています。

現在、子ども・子育て地域協議会で議論をしている計画の中身ですが、ここでは、基本目標等の骨格を表記しており、こども、子育て施策等に関わって、8つの課題を整理しました。

それに対応した、5つの基本目標、17の施策、さらに具体的な「取り組み」を定めるものです。

現在は、保護者、若者、小中学生、未就園児に対するアンケート等の意見聴取をもとに、基本目標から施策の整理まで行ったところで、12月下旬に開催する第2回子ども・子育て地域協議会では、市の各部署で関係する具体的な「取り組み」を

集約したものを示し、計画としての形をまとめていくこととなります。

「計画策定までのスケジュール」ですが、1月には草案を作り、パブリックコメントを予定しております。その直前となると思いますが、教育委員の皆様には、草案をご覧いただきたいと考えております。大変失礼かとは思いますが、書面で送付させていただく形でお願いしたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告4「就学支援委員会の審議内容について」を学校教育課長より報告願います。

本件につきましては、個人の就学審議に関する内容を含むため公開できません。従って、本件の報告は「非公開」として進めることとします。事務局は、会議録の調製につき、対応をお願いします。

----- ここから非公開審議 -----

----- ここまで非公開審議 -----

教 育 長

ここで、非公開と決定しました報告4の報告が終了しましたので、議事録の調製をお願いします。

教 育 長

次に、報告5「見附市立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針の改定について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

「見附市立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針について」ご報告いたします。

見附市では令和2年4月に見附市立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針を作成し、保護者や市民に教職員の働き方改革の実現に向けた理解と協力を呼び掛けてきました。前回から4年が経過しましたが、教職員の働き方には依然として課題が残されています。今回、改めて教員の勤務実態をお伝えするとともに、教育委員会の働きかけを保護者や地域に周知し、理解と協力を得ながら共に働き方改革を進めていきたいと考え、本方針を改定いたしました。

見附の子どもたちに、これからの社会を生きる力を育む質の高い教育を行っていくため、教員が授業や児童生徒の指導に専念できる環境を整え、教師一人一人がやりがいをもって健康に働くことができるように、市民総ぐるみで教員の働き方改革の取組を支えていきたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

齋木委員

2種類の資料があり、そのうちの1つが市民向けの資料だと思いますが、どのように周知していくのでしょうか。

学校教育課長

カラー刷りのリーフレットは方針の簡易版です。見附市教育委員会のホームページで2種類とも公開する予定ですし、カラー刷りの資料は、各学校からテトルで保護者に配信する予定です。

齋木委員

資料を読んでみたのですが、最初のグラフが理解しにくかったです。自分が働いてる時間と公務員の方の時間と、一般企業で働いている方もいる中で、学校の先生が忙しいというのはイメージとして保護者のみなさんも持っていると思います。このグラフを見た時に、80時間から100時間を越えている方が80%を越えている、ということが、「実際どれくらいの忙しさなんだろう」ということを、肌で感じたくまりました。例えば、円グラフで先生は何時から何時まで学校にいます、カレンダーで何月何日から何月何日まで先生は学校に出勤しています、たくさん働いていませんか、ということがひと目で見て分かれると良いと思います。忙しいということは、何となくぼんやりと分かってはいるのですが、もっと踏み込んで先生の忙しさが、保護者にもパッと見て伝わるような資料であれば、より一層具体的に肌で感じられると思いますし、だからこそ、このような連携を進める必要があるという部分につながるのではないかと思います。平均的なもので良いと思いますが、もしかしたら小学校の子どもたちにも伝わるような資料作りをご検討いただけると嬉しいです。

学校教育課長

貴重なご意見ありがとうございます。ただ、月によってかなりバラついていきますので、平均にすると逆にあまり忙しくないように伝わってしまうのではないかと思います。実際に月45時間以上働いている教員が4月では50%いますので、毎日2時間以上は働いていることになりますが、みなさんにはなかなかイメージが付きにくいということなのだろうと思います。

即答ができないのですが、いろんなご意見があるということが分かりましたので、学校の大変さがみなさんに伝わりやすいように、また考えたいと思います。

小倉委員

私もグラフが見づらいと思いました。時間と割合の数字が分かりにくいので、色

分けをハッキリするなど、色数字とグラフのバランスを変えると、もう少し分かりやすくなると思います。45時間から80時間の残業をする先生が一番多いということでしょうか。配付するのは、カラー版でしょうか。

学校教育課長

白黒版の資料の数字は「年間にどれだけ仕事をしているか」で、年間で360時間以上超勤をしている人と、720時間以上超勤をしている人の割合を示したものです。カラー版の資料は月45時間以上超勤をした人を表したものです。

小倉委員のご指摘のとおり、超勤時間が下から積みあがった方が見やすいと思います。

小倉委員

去年タウンミーティングの時でも話題になったと思いますが、今後児童生徒が減少していく具体的なシミュレーション数字を見て、参加された方々がとても危機感を抱いていたようです。このように具体的に数字を示すことはとても大事だと思いますが、部活動も外部顧問に依頼してせっかく先生方の負担軽減を図ったわけですが、部活に使っていた時間は、今は何に使っているかなど、具体的に見えて来ると根本的な改善策にもつながると思います。市民にこの数字だけを発信してもあまりピンとこないと思います。

学校教育課長

数字でその時間に何をしているかは示せていませんが、先生方がどんなことに時間を使っているかということについては、カラー版の資料でも文章で説明しています。全ての先生の業務を網羅することは難しいですが、今、教育委員会が認識している先生方の簡素化できない部分や時間がかかる業務などを言葉で示しましたので、この辺でご理解いただきたいと思います。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、以上で報告事項を終了します。

教 育 長

それでは、日程第3、議件に移ります。

議第58号「専決処分について（個人演説会等における施設整備の程度および納付すべき費用の一部を改正する告示の制定について）」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第58号「専決処分について」説明いたします。

専決第16号「個人演説会等における施設整備の程度および納付すべき費用の額」の一部を改正する告示」の制定について、10月15日付けで専決いたしましたので、承認をお願いするものです。

一部改正の内容ですが、当該例規は、公職選挙法施行令の規定により、個人演説会、政党演説会または政党等演説会開催のために必要な設備の程度、その他必要な事項およびその公営のために納付すべき費用の額を定めていますが、令和6年4月1日から「名木野保育園」を民営化したため、表から削るものです。

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第59号「専決処分について（令和6年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について）11月20日付」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第59号「専決処分について」説明いたします。

専決第17号「令和6年度一般会計補正予算」を11月20日付けで専決いたしましたので、承認をお願いするものです。

条文を説明します。条文第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ600万円を追加するものです。

内容を説明します。

3款民生費2項2目、児童措置費・公立保育所運営事業の600万円の増額となりますが、桜保育園の2階トイレの改修に必要な施設修繕料の増額を計上したものです。

桜保育園の2階トイレは、調理室の真上に位置しています。今年8月に水を流してトイレの床清掃を行った際に、下の調理室に漏水し、給食の提供が一時的にできなくなったことがありました。調査を行いました。漏水箇所がはっきりせず、過去にも同様のことがあったことから、水洗いを前提とするタイル張りのウェット式

から、水をあまり使わない清掃が可能なビニールシート張りの床仕上げに改修し、併せて和式便器を洋式便座に改修するものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第60号「見附市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第60号「見附市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

一部改正の理由ですが、児童手当法、児童手当法施行令および児童手当法施行規則が令和6年10月1日に改正され、所得制限の撤廃により、特例給付がなくなったこと等に伴い改正するものです。

改正内容の要旨ですが、第1条および第14条から第20条において、児童手当

および特例給付を示す「児童手当等」を「児童手当」に修正します。

第11条において、現況届の処理で、児童手当または特例給付の認定を行うことがなくなったため、当該処理に関する記述を削ります。

第18条において、支払通知書については、支払いを口座振り込み以外の方法で行った場合に限り送付するものに改めます。

そのほか、軽易な文言の修正を行っています。

附則におきまして、この規則は、公布の日から施行し、令和6年10月1日から適用するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第61号「見附市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第61号「見附市学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

今回の要綱の一部改正の目的ですが、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする規定等を盛り込んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和5年6月9日に公布され、令和6年12月2日以降、これまでの保険証が廃止されることになりましたので、その対応を行うものです。

保険証の廃止に伴い、扶養している者の証明書類として「保険証の写し」を添付することができなくなることから、添付書類の項目から当該項目を削除するよう様式1を改めるものです。

また、附則により令和6年12月2日から施行するものと定めるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第62号「見附市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第62号「見附市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱の制定について」説明いたします。

要綱制定の理由ですが、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応し、こどもを安心して育てることができる環境を整備するため、民間保育所等が行う医療的ケア児保育支援事業に要する経費に対し、国の要綱に基づく補助金を交付することに必要な事項を定めるものです。令和6年度から市内認定こども園で、医療的ケア児が在籍していることから、制定したいものです。

主な条文を説明します。

第1条で趣旨を定め、第2条で補助の対象となる事業は、国の実施要綱で定める事業としています。第3条で補助対象事業者は、市内に所在する保育所、認定こども園、小規模保育事業所等と定めています。第4条で補助の対象となる経費は、国の交付要綱に定めるもので、他の補助事業の対象となっているものを除くものとしており、第5条以降は、必要な手続き等を定めています。

附則において、この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第63号「見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第63号「見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

一部改正の理由ですが、当事業の根拠となる国の要綱の一部改正に伴い、本要綱の改正が必要となったものです。

改正の概要ですが、第2条第2号において、「前年の所得が児童扶養手当受給相当の水準」としていた対象者要件を削除し、新たに「自立に向けた計画の策定等を受けている」ことを対象者要件に追加します。

第4条の次に、新たな第5条を追加して、事前相談について新たに定めています。

新たな第9条を追加し、雇用保険制度の「専門実践教育訓練給付」の指定講座修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%、上限20万円を追加支給する一部拡充を定めています。

第10条第2項第3号において、これまでカリキュラムがすべて修了した後に一括して支給していた給付金を、受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の

支給を受けることができない受給資格者については、6 か月ごとの分割支給が可能と定めています。

また、教育委員会告示であることから決定権者を市長から教育長に修正するほか、国の要綱改正に合わせて文言の修正を行っています。

附則においてこの要綱は、公布の日から施行し、改正後の要綱の規定は令和6年8月30日から適用するものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第64号「見附市高等職業訓練促進給付金等事業交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第64号「見附市高等職業訓練促進給付金等事業交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

一部改正の理由ですが、本事業の国の要綱が改正されたことに伴い、市要綱の改正が必要となりました。

改正の概要ですが、第3条において、対象者について、児童扶養手当の支給を受けているものと同等の所得水準にあることが条件でしたが、同等の所得水準を超えた場合であってもその後1年間に限り、引き続き対象者とするよう変更するものです。

第6条において、交付申請時の添付書類を定める規定を加え、控除対象扶養親族の数を明らかにする申立書、別記第2号様式を新たに定めています。

その他、国の要綱に基づいて、文言の追加、修正を行っています。

附則において、この要綱は公布の日から施行し、令和6年8月30日から適用するものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第65号「見附市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部

を改正する要綱の制定について」から、議第71号「見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」までの7案を一括して議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第65号「見附市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

一部改正の趣旨ですが、健康保険証がマイナンバーカードを基本とする仕組み、以降マイナ保険証と言いますが、この仕組みへと移行し、令和6年12月2日から現行の健康保険証が新規発行されなくなることに伴い、保険証に関する部分を削除するものです。

改正の中身ですが、別記第1号様式中の保険証に関する部分を削除するものです。

附則におきまして、この要綱は、令和6年12月2日から施行するものです。

これ以降、議題71号まで、主にマイナ保険証への移行を改正理由とする、要綱、要領の一部改正が続きます。

次に、議第66号「見附市妊産婦医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

一部改正の趣旨ですが、健康保険証がマイナ保険証へ移行することに伴い、一部文言を見直すものです。また、マイナ保険証移行を受け、当該事務は個人番号の独自利用を行う事務として届け出済みであり、マイナンバー情報照会により保険資格の確認を実施するため所要の改正を行うものです。

改正の中身ですが、別記様式第1号中の「被保険者証（組合員証）」を「医療保険」に改めます。また同様式中に、個人番号記入欄を追加し、マイナンバー情報照会実施に当たり、同意事項の文言修正をおこなっています。

附則におきまして、この要綱は、令和6年12月2日から施行するものです。ただし、現にある改正前の別記様式については、当分の間、これを使用することができるものとするものです。

次に、議第67号「見附市不育症医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

一部改正の趣旨ですが、健康保険証がマイナ保険証へ移行することに伴い、一部文言を見直すものです。また、マイナ保険証移行を受け、当該事務は個人番号の独自利用を行う事務として届け出済みであり、マイナンバー情報照会により保険資格の確認を実施するため所要の改正を行うものです。

改正の中身ですが、別記様式第1号中の「夫婦の健康保険証」を「申請者の加入医療保険資格情報がわかる書類」に改めます。また同様式中に、個人番号記入欄を追加するものです。

附則におきまして、この要綱は、令和6年12月2日から施行するものです。ただし、現にある改正前の別記様式については、当分の間、これを使用することができるものとするものです。

次に、議第68号「見附市不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

一部改正の趣旨ですが、健康保険証がマイナ保険証へ移行することに伴い、一部文言を見直すものです。また、マイナ保険証移行を受け、当該事務は個人番号の独自利用を行う事務として届け出済みであり、マイナンバー情報照会により保険資格の確認を実施するため所要の改正を行うものです。

改正の中身ですが、第6条第5号および別記第1号様式中にある「健康保険証の写し」を「夫婦の加入医療保険資格情報がわかる書類」に改めます。また同様式中に、個人番号記入欄を追加するものです。

附則におきまして、この要綱は、令和6年12月2日から施行するものです。ただし、現にある改正前の別記第1号様式については、当分の間、これを使用することができるものとするものです。

次に、議第69号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

一部改正の趣旨ですが、健康保険証がマイナ保険証へ移行することに伴い、一部文言を見直すものです。

改正の中身ですが、第7条第2号中、「医療保険証」を「加入医療保険資格情報がわかる書類」に改めます。また第5条において誤字の修正を行うものです。

附則におきまして、この要綱は、令和6年12月2日から施行するものです。

次に、議第70号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」説明いたします。

一部改正の趣旨ですが、健康保険証がマイナ保険証へ移行することに伴い、一部文言を見直すものです。また、マイナ保険証移行を受け、当該事務は個人番号の独自利用を行う事務として届け出済みであり、マイナンバー情報照会により保険資格の確認を実施するため所要の改正を行うものです。

改正の中身ですが、第10条、第13条、別記第1号様式、別記第2号様式、別記第8号様式中の、「医療保険証」の文言を削る、または、「加入医療保険資格情報がわかる書類」に改めます。

また、別記第1号様式において個人番号の記入欄を追記し、第5条、第13条において、県の要領に合わせ、記載誤りの修正を行うものです。

附則におきまして、この要綱は、令和6年12月2日から施行するものです。

ただし、現にある改正前の別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第8号様式については、当分の間、これを使用することができるものとするものです。

次に、議第71号「見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」説明いたします。

一部改正の趣旨ですが、健康保険証がマイナ保険証へ移行することに伴い、一部文言を見直すものです。また、マイナ保険証移行を受け、当該事務は個人番号の独自利用を行う事務として届け出済みであり、マイナンバー情報照会により保険資格の確認を実施するため所要の改正を行うものです。

改正の中身ですが、別記様式第3号において「被保険者証（または組合員証）」を削り、「医療保険証」を「加入医療保険資格情報がわかる書類」に改め、また、手続き期限の誤りを修正します。

別記様式第1号及び別記様式第7号において、申請様式に個人番号の記入欄を追加、マイナンバー情報照会実施に当たり必要な項目の追加及び同意事項の文言の修正を行うものです。

附則におきまして、この要綱は、令和6年12月2日から施行するものです。

ただし、現にある改正前の別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第7号については、当分の間、これを使用することができるものとするものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本7案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本7案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第72号「令和6年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題とします。

教育部長、学校教育課長、こども課長の順に説明を求めます。

教育部長

議第72号「令和6年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」説明いたします。まず、教育総務課分であります。10款教育費1項2目、教育委員会事務局一般経費2万5千円の増額であります。会計年度任用職員の標準報酬月額増額に伴い、共済組合負担金と社会保険料の不足分2万5千円の増額をお願いするものであります。

次に、10款教育費2項1目、小学校施設管理費109万2千円の増額であります。会計年度任用職員の標準報酬月額増額に伴い、共済組合負担金と社会保険料の不足分3万8千円と令和7年度から見附小学校に新規開設する「通級指導教室」の増設に伴う備品購入費105万4千円の増額をお願いするものであります。

次に、10款教育費2項2目、小学校教育振興費38万5千円の増額であります。が、冬季通学支援タクシーの運行委託費38万5千円の増額をお願いするものであります。

次に、10款教育費3項1目、中学校施設管理費39万1千円の増額であります。が、会計年度任用職員の標準報酬月額増額に伴い、共済組合負担金と社会保険料の不足分5万4千円と、令和7年度から西中学校に新規開設する「通級指導教室」の増設に伴う備品購入費33万7千円の増額をお願いするものであります。

次に、10款教育費4項1目、特別支援学校施設管理費50万円の増額であります。

すが、電気料金の値上げに伴う光熱水費50万円の増額をお願いするものであります。

次に、10款教育費6項4目、給食センター運営費293万9千円の増額であります。会計年度任用職員の標準報酬月額増額に伴い、共済組合負担金と社会保険料の不足分2万1千円と、転居に伴う通勤費の不足分に当たる旅費2万4千円の増額、および給食センターの施設修繕費として289万4千円の増額をお願いするものであります。

以上でございます。

学校教育課長

続いて、学校教育課分について説明します。

10款教育費1項3目、教育指導費518万6千円の増額につきましては、次年度からの新潟県統合型校務支援システムに参加するに当たり、市内13校及び3拠点から新潟県環境へ接続するための各種機器設定変更に係る費用を補正するために増額補正をお願いするものであります。

次に、10款教育費3項2目、教育委員会教育振興費93万8千円の増額につきましては、うち、今年度当初から地域移行となる予定であったバレーボール部について、10月以降からの地域移行となったことと、今年度中の地域移行が困難な吹奏楽部について、地域移行するまでの間、部活動外部指導者を配置することになったことによる経費の不足分を補充するために増額補正をお願いするものです。

以上です。

こども課長

次に、こども課分を説明します。

3款民生費2項1目、児童福祉総務一般経費124万1千円の増額は、令和6年10月から育休代替の会計年度任用職員が1人増となり、報酬等の人件費が当初予

算より不足するため増額補正をお願いするものです。

次に、4款衛生費1項3目、予防費・子どもの感染症予防事業3, 672万円3千円の増額は、主に子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種の数が当初見込みより多かったため、ワクチン代の増額補正をお願いするものです。

次に、4款衛生費1項4目、母子衛生費・こどもの医療費助成事業2, 000万円の増額は、子ども医療費が当初見込みより多く推移しているため、増額補正をお願いするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

小林委員

冬期通学支援タクシーの増額について、葛巻小学校、新潟小学校、それぞれ何名ずつ利用しているのでしょうか。

教育部長

葛巻小学校、新潟小学校トータルで12名程度です。

対象は柳橋町、千刈町、美里町の小学校1、2年生で、登下校を支援するというものであります。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第73号「令和7年度教育関係予算に係る重点及び新規事業の原案について」を議題とします。

教育部長、学校教育課長、こども課長の順に説明を求めます。

教育部長

議第73号「令和7年度教育関係予算に係る重点及び新規事業の原案について」説明いたします。まず、教育総務課分を説明いたします。

令和7年度事業概要として14項目をあげていますが、重点および新規事業について説明させていただきます。

まず、「小中学校配置等方針および小中学校配置等計画策定事業」についてですが、今年度実施しております学校配置等検討委員会から答申をいただいた後に、答申を反映させた「適正配置等方針および計画案」を作成し、将来の教育環境の整備に向けて動き出すための基礎的規範を整備するとともに教育大綱に盛り込むものです。

その際に、方針や計画の策定業務を委託するための経費等を見込んでいます。

次に、「蛍光灯製造終了に伴う学校施設LED化」は、2027年に製造終了となる蛍光灯を計画的に順次LED化するものです。学校施設環境改善交付金を使用して整備していきたいと考えております。

次に、「プール計画の見直しと民間施設利用の試験運用」についてですが、市内民間プール事業者へ学校プール授業を委託することでプール管理に係る経費や事故リスク、教員の負担軽減を図るもので、試験的に行おうとするものです。

次に、「スクールバス追加配備の対応」ですが、平成10年に購入したスクールバ

スの老朽化がすすみ、故障が多く学習活動に支障が出ていることから、新規にスクールバスの導入を行うものです。

次に、「学校給食費の値上げ」についてですが、継続する物価高騰により献立の維持が困難となっているため、令和5年、令和6年に続き3年連続となってしまいますが、給食費の値上げを行う予定としています。令和6年度に米の大幅な価格上昇があり、値上げ額については、もう少し物価状況をみてからの判断となります。

次に、「学校給食の公会計化」についてですが、現在、私会計で行っている給食費会計を、令和8年度から市が徴収して支払いを行う公会計に移行する準備のための経費を見込んでいます。

給食費の徴収管理を公会計化することで、今まで教職員が行っていた事務負担を軽減することが期待されます。

以上でございます。

学校教育課長

次に、学校教育課の新規・重点事業についてご説明いたします。

まず、新規事業として3点ご説明します。

1つ目は、「第2期児童生徒用GIGA端末整備」を進めます。

文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」に基づき、令和2年度に一人一台の端末整備がなされました。児童・生徒用GIGA端末は5年ごとに更新が目安となっており、次年度が更新時期となります。第2期のGIGA端末整備は、県による共同調達となります。更新後はこれまでと同様、小学校と中学校は「Chromebook」、特別支援学校は「iPad」を採用する予定です。

GIGA端末を有効活用することで、個別最適化された学びや協働的な学びを一層推進し、子どもたちの力を育んでまいります。

2つ目は、「セキュリティ環境向上に向けた県共同校務支援システムの構築」を進

めます。

各学校では校務支援システムを活用し、校務の効率化を図っております。これまでは市町村単位で採用していましたが、次年度より県の共同調達のもと、全県共通のシステムを構築することになります。システムは、見附市で利用している既存の『C 4 t h』を利用することに決定されました。

県による共同構築では、校務支援システムやサーバー等がクラウド化されることとなります。今後、ゼロトラストへの取組を前面に推進することから、校務支援システムの構築に加え、セキュリティ環境の向上に向けた取組も進めていくことになります。

共通の校務支援システムにより、市町村間の異動がある教職員にとって校務の効率化が図られ、子どもたちと向き合う時間を確保し、細やかな指導につながることで期待されます。

3つ目は、「不登校児童・生徒に対する支援の充実」を進めます。

不登校の児童生徒が全国的にも増加しており、見附市でも同様な状況にあります。不登校の理由も子どもが置かれた家庭環境も多様化・複雑化しており、その適切な見取り（アセスメント）が困難な状況で、適切な支援につなぐにくいという課題が見られます。この課題解決には子どもの状態や家庭環境を適切にアセスメントし、本人・保護者に支援・援助し、必要な関係機関とつなぐための専門家の力が必要です。そのためにS S W（スクールソーシャルワーカー）（社会福祉士）を配置し、早期の相談や関係機関との連携を図ることができるようにしてまいります。

次に、拡大する事業を2点ご説明いたします。

1つ目は、「アントレプレナーシップ教育」の推進です。

今年度からスタートした「みつけJ o b チャレ教育」ですが、次年度も実行委員会を中心に、各企業との連携を深め、学校がアントレプレナーシップ教育を推進す

る際の支援に当たってまいります。その際、地元の企業の取組を知り、教育活動を構想しやすいよう、リーフレットの整備し各企業の様子や活動可能な内容を紹介してまいります。また、今年度同様に「みつけこどもビジネスアイデアコンテスト」を実施し、子どもたちの起業家的精神、起業家的資質・能力の育成を図ってまいります。

2つ目は、「中学校教師用教科書・指導書」購入です。

令和7年度は中学校の教科書改訂年度となります。そのため、新しい教師用教科書、指導書が必要となります。

最後に、継続事業として「部活動外部顧問の活用」を説明します。

令和6年度のバレーボールと野球における部活動地域移行の開始により、この2種目の外部顧問の活用が終了します。令和7年度は学校の希望により、部活動として残る、陸上、男子バスケットボール、吹奏楽の部活動外部顧問を継続いたします。

以上でございます。

こども課長

こども課の重点及び新規事業の原案を説明します。

令和7年度は「こどもと子育てを支える環境の充実」をテーマに重点・新規事業を提案しています。

1番目は、「保育料基準額表の見直し」を行うことを考えています。現行の基準額表は、市独自の軽減措置や国の軽減措置がありますが、複雑でわかりにくいものとなっています。市独自の軽減措置を単純化し、基準額表で定める金額自体を下げて、保護者の負担軽減を図る提案をしています。保育料の軽減については、この案に限らず、第2子以降の軽減策も候補に加えて、子育て世帯への支援及び子育てにやさしいまちづくりのために何が効果的な支援か、何ができるか検討を進めているところです。

2 番目は、「保育士等の資質向上への取組を拡充する」ことを考えています。

今年度から公立保育園の職員を主な対象として、公開保育を開催するなど職員の資質向上の取組を始めました。

令和7年度は、私立園と放課後児童クラブ職員にも対象を拡大した公開保育を行い、市内全体で子どもに関わるスキル向上を図るほか、積極的な研修への参加など、職員の資質向上に努めていきたいと考えています。

3 番目は、「公立保育園の安全対策」を引き続き行っていきたいと考えています。

本年度予定していた実行できなかった保育園玄関のオートロック化など、子どもたちの安全にかかわる施設改修を考えています。

4 番目は、令和7年度から計画期間となる「見附市こども計画」は、こども、若者からの意見聴取を行い施策に反映するものとなる予定です。意見聴取について、子ども・子育て地域協議会で具体的なやり方を検討し、進めたいと考えていて、その会議費用を計上しています。

5 番目は、ネーブルみつけにある子育て支援センターおよび、プレイラボみつけにおいては、「利用者支援事業」として子育てに関する相談体制を整えています。来年度はさらに、両施設で、オンラインでも相談ができる環境を整え、体調不良などで来所できない方でも相談できる環境を整備したいと考えています。

6 番目は、「こども家庭センターの体制強化」です。

こども家庭センターは、母子保健と児童虐待防止などの児童福祉分野の双方を一体的に取り扱う体制で、見附市では、主にこども課の子育て応援係、ネウボラみつけで事務を取り扱っています。その体制の充実を図るものです。

一つは、「宿泊型産後ケアの実施」で、主に今年開業した長岡市の産婦人科医院を想定して、産後ケアの充実を図りたいと考えています。

また、児童発達支援の相談体制については、来年度、職員の構成が変わるため、

新たな体制を構築することを考えています。

これらに加えて、ネウボラみつけの職員体制も強化したいと考えています。

7番目は、「子育て応援カードのアプリ化」です。市の公式LINEの機能を拡充する形で実現したいと考えているものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

以上で、本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これにて、令和6年第7回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時20分 閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

小、林 弘武

